

堺市公報 第256号	令和5年3月3日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について
【健康福祉局健康部精神保健課】 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
【健康福祉局健康部精神保健課】 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について
【健康福祉局健康部精神保健課】 3

○車両制限令第3条第1項第2号に規定する道路の追加指定について
【建設局土木部路政課】 4

○車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路の追加指定等について
【建設局土木部路政課】 4

<公告>

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 5

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 6

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 6

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】 7

告 示

堺市告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
訪問看護ステーション いっぼ	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル2階 204号室	訪問看護	令和4年12月1日
のぞみ薬局 上野芝店	堺市西区上野芝向ヶ丘町5 -22-8	薬局	令和5年1月1日
ふくろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12- 21	病院・診療所	令和5年2月1日
スギ薬局 在宅調剤セ ンター新金岡店	堺市北区長曾根町720-1 2階	薬局	令和5年2月1日
訪問看護ステーション 人（じん）	堺市北区百舌鳥本町2-45 3 コーポみやび105	訪問看護	令和5年2月1日

堺市告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条

第1号の規定により告示する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
エコ薬局 鳳店	堺市西区鳳南町3-199-1 16	薬局	令和5年1月1日
ドクトル薬局	堺市中区東八田24-1	薬局	令和5年1月1日
ハート訪問看護ステーション	堺市中区東山62-1 2階	訪問看護	令和5年1月1日
谷和医院	堺市堺区三国ヶ丘御幸通2-1	病院・診療所	令和5年2月1日
すずらん薬局	堺市堺区南旅籠町西2-3-20	薬局	令和5年2月1日

堺市告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス103	訪問看護	令和5年2月1日
変更後		堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス302		

~~~~~

堺市告示第66号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が25トンである道路を次のとおり指定する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する道路の路線名及び区間  
次表のとおり

| 路線名           | 区間                                         |
|---------------|--------------------------------------------|
| 大阪府道30号大阪和泉南線 | 大阪府堺市堺区砂道町2丁36番地先から<br>大阪府堺市堺区一条通101番2地先まで |

- 2 指定する期日  
令和5年4月1日

~~~~~

堺市告示第67号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を1のとおり指定し、及び同令第10条第1項の規定により、当該道路について高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を3のとおり定める。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
大阪府道30号大阪和泉南線	大阪府堺市堺区砂道町2丁36番地先から 大阪府堺市堺区一条通101番2地先まで

2 指定する期日

令和5年4月1日

3 車両の通行方法の定め

(1) 走行位置の指定

トンネル等上空に障害物がある箇所では、車両が車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木その他の上空の障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒の措置

縦0.12メートル以上横0.23メートル以上又は縦0.23メートル以上横0.12メートル以上の大きさの黒色の板等に反射塗装その他の反射性を有する材料により黄色で「背高」と表示した標識を車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

あらかじめ道路情報を収集するとともに、上空に障害物がないことを確認の上走行すること。

公 告

堺市公告第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

堺市長 永藤英機

1 開発区域

堺市美原区北余部西三丁目177番8から177番13まで及び177番16

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号
有限会社栄和地所
代表取締役 片岡 富信

~~~~~

堺市公告第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘西町四丁942番3、943番9の一部、943番10及び943番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪狭山市西山台三丁目5番16号  
株式会社リーフ  
代表取締役 玉置 智宏

~~~~~

堺市公告第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区八田北町845番1、845番4及び845番5

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第2号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月3日

堺市農業委員会
会長 檀野 隆一

[日時]

令和5年3月8日（水）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 4 その他